

# 障害福祉サービス利用に係る 就労アセスメントマニュアル

令和4年5月

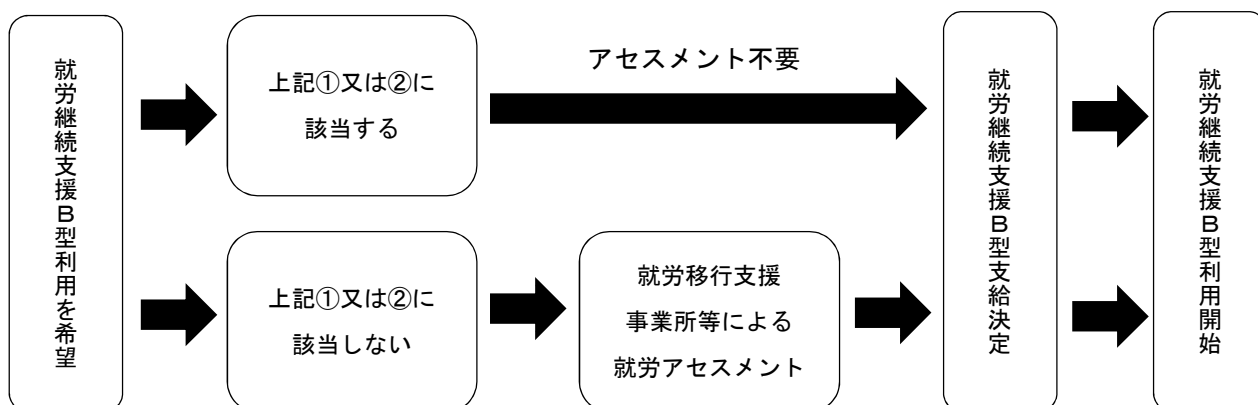
大津市福祉部障害福祉課

## 1 本マニュアルについて

障害福祉サービスの訓練等給付のうち、就労継続支援B型事業所については、厚生労働省による「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」により、対象者が下記のとおり規定されている。

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者
- ③ ①及び②のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者

このことから、①及び②のいずれにも該当せず、新たに就労継続支援B型事業所の利用を希望する場合は、就労アセスメントを受ける必要がある。就労アセスメントは、障害のある人が、安定して働き続け、働く力を伸ばしていけるような支援はどうあるべきかを検討するために行われる評価（アセスメント）である。生活面の情報とともに、就労面に関する客観的な情報（作業能力、就労意欲、集中力等）もあわせて把握し、総合的な評価が行われることが必要である。



厚生労働省では、評価を実施する支援者として就労移行支援事業所等と規定しているが、就労移行支援事業所でのアセスメントを受けることが適当でない、又は困難な場合も一定数想定される。その対応を含め、大津市が支給決定を行う利用者への就労アセスメントの流れについて本マニュアルで規定する（他市町村が支給決定を行う利用者に関しては、当該市町村の取り扱いを確認されたい）。

## 2 一次アセスメントと二次アセスメント

上記①又は②に該当せず、新たに就労継続支援B型事業所の利用を希望する場合に実施する就労アセスメントにおいて、従来からの支援者（在籍校、相談支援事業所、現在利用している通所事業所、障害児入所施設等）による評価を一次アセスメント、就労移行支援事業所等で行われる評価を二次アセスメントと位置づけて実施することとする。

## 2 就労移行支援事業所でのアセスメントを受けることが適当でない又は困難な場合

下記基準に該当する場合は、就労移行支援事業所での二次アセスメントを免除し、代わりにおおつ働き・暮らし応援センターにより、書面による二次アセスメントを実施する。

### ○ 生活介護の利用者像の者

- ・ 障害支援区分3以上の判定が出ている
- ・ 障害支援区分のみなし区分の確認で 区分3の判定が出ている（医師意見書なしの80項目）
- ・ 生活介護と就労継続支援B型の利用で迷っている 等

### ○ 地理的な課題により、就労移行支援事業所への通所が現実的ではない者

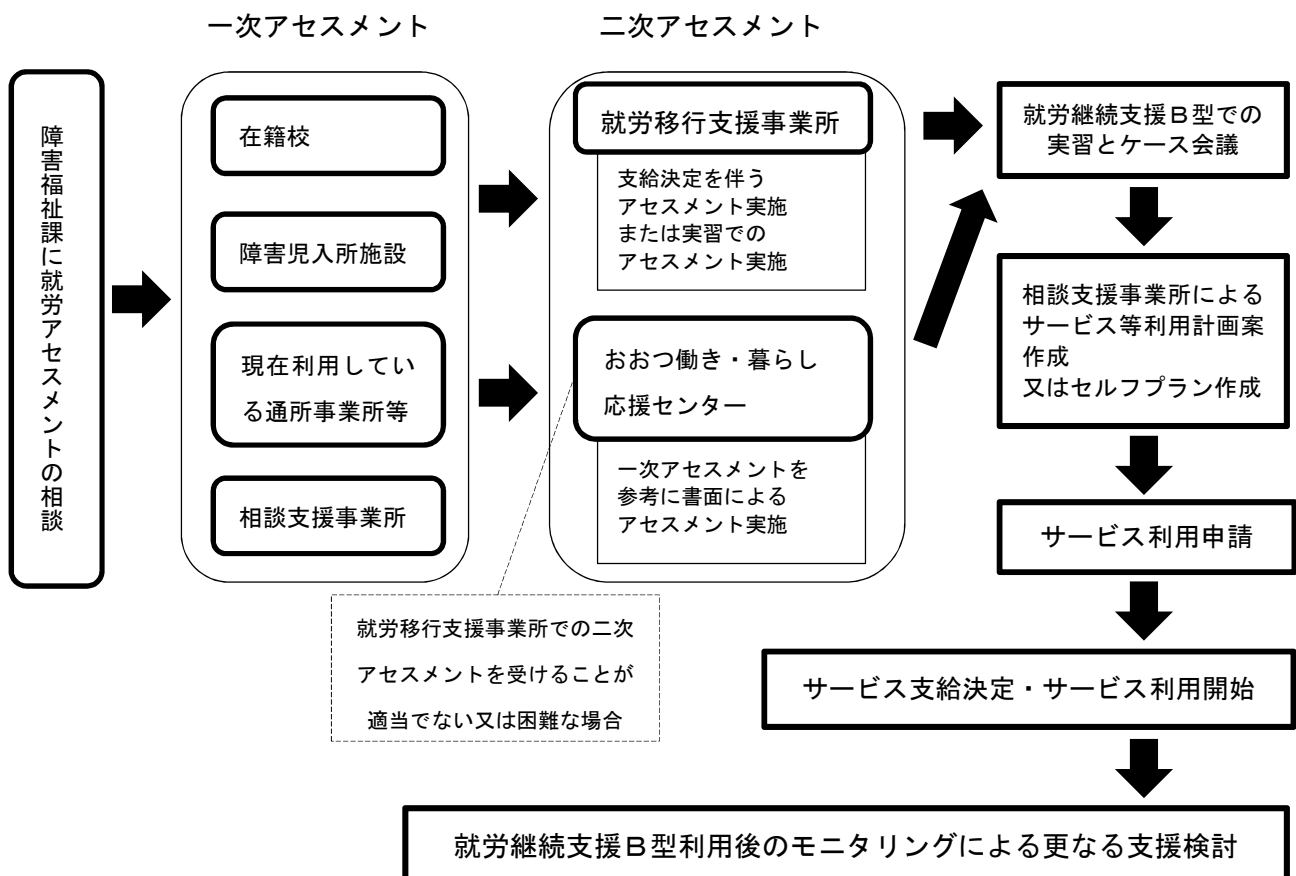
### ○ 環境の変化に対し、対応が著しく困難な障害の状況にある者

- ・ ひきこもりの状態等があると認められる
- ・ 対人緊張が強く、集団に入るのが難しい
- ・ 保護者等の付き添いがなければ、就労移行支援事業所への通所ができない 等

### ○ その他上記と同様と市長が認める者

## 3 就労アセスメント実施の流れ

本市における就労アセスメントを実施の流れは以下のとおりとする。



- ① 就労継続支援B型の利用を希望する利用者又は家族、支援者が、障害福祉課へ相談する。
- ② 障害福祉課ケースワーカーが、就労継続支援B型の利用要件に該当するか確認し、就労アセスメントが必要な場合は現在利用している相談支援事業所や通所事業所、在籍校に一次アセスメントを依頼する。ただし、長期に渡り日中活動が困難であった場合等、現在利用している相談支援事業所や通所事業所、在籍校の一次アセスメント実施が困難な場合は、どのような機関の実施が望ましいか個別に検討することとする。
- ③ 相談支援事業所等が、一次アセスメント結果（一次アセスメントシート）を障害福祉課に提出する。
- ④ 障害福祉課が、就労移行支援事業所又はおおつ働き・暮らし応援センターに二次アセスメントを依頼する。
- ⑤ 就労移行支援事業所又はおおつ働き・暮らし応援センターが二次アセスメントを実施。なお、就労移行支援事業所でのアセスメントは原則暫定支給決定を行い、利用者と利用契約を結び個別支援計画を立てたうえでアセスメントを実施する。ただし、事業所と障害福祉課との協議により合意が得られれば、暫定支給決定を経ず、利用者との利用契約を行わずに実習形態での利用による二次アセスメントも可能とする。
- ⑥ 就労移行支援事業所又はおおつ働き・暮らし応援センターが、二次アセスメントシートを元に、利用者及び関係機関にアセスメント結果を説明し、利用事業所種別等について協議を行う。協議の結果、就労継続支援B型利用を進めるとされた場合は、利用を希望する就労継続支援B型で実習（体験利用）を行い、実習後に振り返りの会議を実施する。
- ⑦ 就労継続支援B型利用申請を進める場合は、相談支援事業所が、サービス等利用計画案を作成する（セルフプラン対象者の場合は、利用者又は家族がセルフプランを作成する）。
- ⑧ 利用者が、サービス等利用計画案（又はセルフプラン）、一次アセスメントシート、二次アセスメントシートを添付して、障害福祉課に就労継続支援B型の利用申請を行う。
- ⑨ 障害福祉課が、就労継続支援B型の支給決定を行い、受給者証を発行する。
- ⑩ 利用者は、事業所との契約を経て、就労継続支援B型の利用を開始する。
- ⑪ 相談支援専門員によるモニタリング、就労継続支援B型事業所内でのモニタリングにより、定期的に再アセスメントを行い、更なる支援の検討を行う。
- ⑫ 別の事業所等へ移行する際は、利用者を中心として、現在利用している事業所、移行先の事業所、相談支援事業所や障害福祉課等関係者での会議を開催し、支援情報等の引継ぎを行う。

#### 就労アセスメント実施者

一次アセスメント	二次アセスメント
学校在校生 ⇒在籍している学校	(就労移行支援事業所対応可能) ⇒就労移行支援事業所
その他 ⇒相談支援事業所、通所事業所、障害福祉課等	(就労移行支援事業所対応不可) ⇒おおつ働き・暮らし応援センター

#### 必要書類

一次アセスメント	二次アセスメント
一次アセスメント結果票	二次アセスメント結果票
二次アセスメント依頼票	